

官民連携による企業共同運行バスの実現に向けた人材育成プロジェクト業務委託 仕 様 書

この仕様書は、下記の業務委託を実施するにあたり、必要な事項を定める。なお、本仕様書に明記していない事項、疑義が生じた場合及び変更を要する場合は、両者の協議によって定めるものとする。

1. 業務名

官民連携による企業共同運行バスの実現に向けた人材育成プロジェクト業務委託

2. 目的

湖南省コミュニティバス利用者は、改善基準告示の改正等に伴う運転手不足等より輸送サービスの縮小を余儀なくされた。コミュニティバス利用の約3割を占める通勤では、京阪神方面への出勤のほか、県内最大級の湖南工業団地や隣接する水口工業団地等への利用も多く、鉄道・バスの地域公共交通が地方創生を”しごと”の面で支えている。したがって、地域公共交通がなければ、人口流出や施設流出を招き、地域の衰退につながるため、地域公共交通の継続的な維持・確保が必要である。

そのため、工業団地への移動手段の継続的な確保に向けては、民間活力の活用による各企業独自の輸送とコミュニティバスとの連携や湖南省・甲賀市との連携が望まれる。

本事業では、通勤支援等に取り組む（公社）湖南工業団地協会や周辺工業団地内の従業者を対象として、地域公共交通に関する知見の形成、あるいは今後の官民連携による交通施策推進での中核的な役割を担う人材におけるデータ活用のノウハウ習得の実現に向けた人材育成等にかかる運営支援を目的とする。

3. 事業期間

契約締結日～令和8年1月30日(金)

4. 業務内容

受託者は、事業の目的を達成するため、提案した内容について担当課と協議し、その結果を反映した上で以下の業務を行うものとする。

(1)計画準備

本業務の作業を円滑に進めるために、業務の進め方、内容、スケジュール、体制等に関する業務計画書を作成し、担当課に提出し承認を得るものとする。

(2)地域公共交通に関する現況把握

湖南工業団地やその周辺工業団地を運行する地域公共交通(鉄道、コミュニティバス、一般タクシー等)の運行サービスや利用状況、収支状況等をもとに、当該地域の地域公共交通を取り巻く現況について整理・把握する。

(3)工業団地内に立地する事業所の通勤行動の実態把握

湖南工業団地やその周辺工業団地に立地する事業所に通勤する従業員の交通行動の把握、ならびに企業共同運行バスの利用意向等について把握する。

(4)企業共同運行バスの実現に向けた人材育成にかかる運営支援

①勉強会の企画・運営支援

湖南工業団地協会の職員や周辺工業団地内の企業における従業者等を対象として、地域公共交通に対する基礎的な知識・ノウハウの習得や能動的に取組む人材育成に向けた勉強会の企画・運営の支援を行う。

なお、勉強会は4回程度実施し、地域公共交通に造詣の深い有識者や専門家による講義、企業共同運行バスに関する先進的な取組を行う地域への視察や意見交換等のフィールドワークを行う。

②ワークショップの企画・運営支援

官民連携による企業共同運行バスの実現に向けた取組みの中核的な役割を担う人材育成とデータ活用のノウハウの習得の実現を目的として、湖南工業団地をフィールドとしたワークショップの企画・運営の支援を行う。

なお、ワークショップは3回程度実施し、企業共同運行バス実現に向けた運行サービス内容や運営体制、事業性等についての検討やディスカッション等を行う。ワークショップに参画する対象は、湖南工業団地協会ならびに周辺工業団地等の関心のある企業を想定する。

(5)企業共同運行バスの実現に向けた検討・事後評価支援

以上の取組結果等を踏まえ、関係主体(湖南工業団地協会、事業所、市、交通事業者、地域等)との連携のもと、官民連携による企業共同運行バスに関する取組の方向性等の協議・検討を行うにあたっての運営支援を行うとともに、得られた結果に対する事後評価の支援を行う。

(6)各種会議の運営支援

企業共同運行バスの実現に向けて、関係者の参画する業共同運行バス共創プラットフォームでの会議をはじめ、湖南省地域公共交通会議などの資料作成や会議への出席、議事録の作成など運営を支援する。

また、必要に応じて、国や県、庁内関係部署等との協議・調整等のための資料作成支援や会議への出席を行う。

(7)打合せ協議

業務の進捗に合わせて、担当課と適宜打合せ協議を行う。なお、着手時・中間時・納品時の計3回程度を予定する。

(8)その他

上記、業務内容を遂行する上で必要となる事項については、都度協議の上、対応を考える。

5. 管理技術者及び照査技術者の要件

- 1) 管理技術者は、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 2) 照査技術者は、本業務の照査に関する一切の事項を処理するものとする。
- 3) 管理技術者及び照査技術者は、以下の資格のいずれかを保有していなければならない。
 - ・技術士(総合技術監理部門/建設-都市及び地方計画)
 - ・技術士(建設部門/都市及び地方計画)
- 4) 管理技術者は、過去2年間において、地域公共交通にかかる人材育成事業に、誠実に履行した実績がある。
- 5) 照査技術者は、過去2年間において、地域公共交通にかかる人材育成事業に、誠実に履行した実績がある。

6. 主担当技術者の要件

- 1) 主担当技術者は、以下の資格のいずれかを保有していなければならない。
 - ・技術士(総合技術監理部門/建設-都市及び地方計画)
 - ・技術士(建設部門/都市及び地方計画)
- 2) 主担当技術者は、過去2年間において、地域公共交通にかかる人材育成事業に、誠実に履行した実績がある。

7. 提出書類

- 1) 業務計画書
- 2) 委託業務着手届
- 3) 工程表
- 4) 管理技術者届(資格証明書及び管理技術者経歴書を添付)
- 5) 照査技術者届(資格証明書及び照査技術者経歴書を添付)
- 6) 担当技術者届(資格証明書及び担当技術者経歴書を添付)
- 7) その他、当会議が必要と認める書類

8. 成果品

- ・業務報告書(紙・電子データ) 各1部
- ・その他担当課が必要と認めたもの

9. 業務履行の確認

支払い請求にあたっては、関係書類を提出し、市の完了検査を受けることとする。

10. その他事項

(1)法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、官民連携による企業共同運行バスの実現に向けた人材育成に係る支

援業務の実施要領や本仕様書、その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。

(2)受託事業者の責務

受託事業者は、本業務に関する文献等資料、先行事例等の情報を収集し、十分な調査をするものとする。また、地域公共交通計画に関するこれまでの経験・知見を十分に活かし、また国や交通事業者等の関係機関との連携を図りながら計画の策定に努めるものとする。

(3)個人情報及び機密の守秘義務等

1)湖南省・甲賀市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報及び機密情報については、すべて当会議の保有個人情報であり、当会議の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

2)委託期間の満了後は、当会議より貸与された資料を返還するものとし、また、当会議固有の個人情報が記載された資料(電子媒体に記憶されたものを含む)を提出するものとする。

(4)業務に関する調査・検討ならびに実施については、手法や内容等について十分に協議し、遂行すること。

(5)事業実施にあたっては、既存計画との整合性を図るとともに、個別対策や諸条件・諸課題を考慮し、また市の財政状況も勘案した実現可能な内容として実施することとする。

(6)本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と速やかに協議し、その指示を受けるものとする。本業務の遂行で疑義が生じた場合も同様とする。

11. 担当課および連絡先

湖南省役所 都市建設部 都市政策課 交通対策室

電 話：0748-69-5602

FAX：0748-72-7964

e-mail：toshisei@city.shiga-konan.lg.jp